

いじめ防止基本方針

笛吹市立石和北小学校

平成 26 年 4 月策定

平成 31 年 4 月改定

令和 7 年 5 月改定

I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、決して許される行為ではありません。しかし、いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうることであり、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校・家庭・地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければなりません。

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命又は心身に危険を生じさせる恐れがあります。すべての児童がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要があります。

また、いじめ問題は、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていかなければなりません。そこで、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める必要があります。とりわけ、「いじめを生まない学校づくり」を目指し、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成等のために、教育活動全体を通して日々取り組んでいきます。

いじめ防止対策推進法（平成 25 年 9 月 28 日施行）13 条の規定及び国のいじめ対策等の基本的な方針に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針をここに策定しました。この方針は学校のホームページ等で公開することに加え、児童や保護者に対して、年度当初や入学時に必ず説明します。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要です。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や塾やスポーツクラブ等、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指し、「物理的な影響」とは、身体的な影響の他、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味します。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被

害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

一見いじめとみなされるものの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要です。

<具体的ないじめの態様（例）>

- ・冷やかし、からかい、悪口や脅し文句、相手が嫌と思う言葉
- ・仲間はずれ、集団による無視
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことを書き込まれたりする。

2 いじめに関する基本的認識

「いじめ問題」には次のような特質があることを十分に認識して、的確に取り組むことが必要です。

- (1) いじめは、人間として決して許されない行為である。
いじめは許されない、いじめる側が悪いという毅然とした態度を徹底する。
いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。
- (2) いじめは、どの児童にも、どの学校、どの学級にも起こりうることである。
- (3) いじめは、大人が気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- (4) いじめは、様々な態様がある。
- (5) いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (6) いじめは、教職員の児童感や指導のあり方が問われる問題である。
- (7) いじめは、解消後も注視が必要である。
- (8) いじめは、家庭教育のあり方に大きな関わりを有している。
- (9) いじめは、学校・家庭・地域・社会など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

3 いじめ防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止について

「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうるもの」との認識をもって、全ての児童を対象としていじめの未然防止に取り組むことが何よりも重要である。そして、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要となる。このため、学校の教育活

動全体を通じ、全ての児童に、「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要です。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点も必要である。加えて全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要と考えます。

(2) いじめの早期発見について

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処が前提であり、全ての大人が連携し、児童の少しの変化に気づく力を高めることが必要です。いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることと認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要です。

さらに、いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話等による相談受付、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した相談について広く周知し、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要です。

(3) いじめに対処するための方策

法第 23 条第 1 項により、いじめを発見し、又は相談・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、組織的な対応につなげなければなりません。すなわち、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得ます。

また、各教職員は、学校の定めた方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておき、組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた児童を徹底して守り通すことが求められます。

いじめを行った児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組みます。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の 2 つの要件が満たされていることを見極め、取り組むものとします。

<要件>

① いじめに係る行為が止んでいること

目安として、いじめが止んでいる状態が 3 か月間継続していること。いじめの被害の重大性等によっては、この目安に係らず長期間の設定が必要です。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめによる心身の苦痛を感じていないと認められること

上記のいじめが「解消している」状態とは一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめ被害及び加害児童について日常的に注意深く観察する必要があります。

＜具体的な取り組み＞

- ア いじめに対処する手順を明確にし、校長のリーダーシップの下、速やかに対処し、早期解決を図ります。
- イ いじめ解決が難しくなったり、長期化したりすると予見されるときは、専門委員会に依頼し解決を図ります。
- ウ インターネットなどを介して行われるいじめへの対処としては、教育委員会に関係機関との連携を依頼し、その解決を図ります。
- エ いじめが犯罪行為や重大な被害をもたらすものと認められるときには、教育委員会と連携し、警察等の関係機関と相談して対処します。
- オ 加害及び被害児童の保護者に対して、事実関係の説明と支援、助言を行います。

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要です。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、その他関係機関との連携が必要になります。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、共通理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備も必要です。

(4) 地域や家庭との連携について

地域全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。いじめを認知したら、関係の児童生徒や家庭間での解決を図るだけでなく、事案によっては、PTAや地域の関係機関と協議することも必要である。その場合、解決に向けた取組のねらいや、内容を明確にすることが大切であるとともに、個人情報やプライバシーの問題も含め、慎重に対応することが重要である。

(5) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、学校内の指導では十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（教育委員会、警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、平素から情報共有をしておくことが必要である。

(6) 保護者の役割について

保護者は、家庭の温かな人間関係の中で、児童がいじめを行わないように、規範意識を養うよう努めなければなりません。また、日頃から、児童が悩み等を相談できる雰囲気づくりに努める

ことが大切です。また、保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めるとともに、日頃から、いじめの防止等について理解を深め、児童が悩み等を相談できる雰囲気づくりに努めることが大切です。

II いじめ対策の組織

「いじめ問題」への組織的な取組を推進するために、次のような「いじめ対策委員会」を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り学校全体で総合的ないじめ対策を行います。

1 「いじめ対策委員会」の構成員

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 学年主任 養護教諭 特別支援コーディネーター等
(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ふえふき教育相談室相談員等)

※ () 内は必要に応じての外部人材の活用

2 「いじめ対策委員会」の役割

いじめの未然防止から対応に至る直接的な事柄だけでなく、そこから派生する教職員の資質向上のための校内研修や教育課程に位置づけられて行われる取組の企画や実施、さらには計画通りに進んでいるかどうかのチェックを行う。

* 定例のいじめ対策委員会は、学期に1回程度開催する。ただし、開催の必要がある場合、校長の判断で速やかに開催する。

III 未然防止、早期発見、早期対応に関する取組

1 未然防止の取組

いじめ問題において、「いじめが起こらない学校・学級づくり」を始めとする未然防止に取り組むことが最も重要です。

未然防止の基本は、好ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育て、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことです。

すべての児童が活躍できる場面を作り出す視点で、「授業づくり」と「集団づくり」を見直すならば、トラブルが発生しても、それがいじめへとエスカレートすることもなくなってくるはずで、「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードに学校づくりを進め、すべての児童に集団の一員としての自覚や自信を育て、互いを認め合える人間関係や学校風土を作り出していきます。

また、障害のある児童や性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童等、特に配慮が必要な児童への組織的な指導が必要です。

2 早期発見の取組

いじめは、早期発見が早期解決につながります。早期発見のために、日頃から教職員は児童との信頼関係を構築することに努めることが大切です。

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで起きており、潜在化しやすいことを認識する必要があります。児童たちの些細な言動から小さな変化を敏感に察知し、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れる感性を高め、いじめを見逃さない力を向上させることが求められて

います。日頃から児童が示す変化や危険信号を見逃がさないように、アンテナを高く保つようにします。

定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に取り組みます。また、児童に関わることを教職員間で共有し、保護者とも連携して情報を収集するように努めます。

【早期発見のための手立て】

- ① アンケート調査 学期に1回（年3回） ② 個人ノート、生活ノート、日記など
- ③ 個人面談 ④ 教育相談 ⑤ 日々の観察 ⑥ 保健室の様子 ⑦ 本人からの相談
- ⑧ 周りの友だちからの相談 ⑨ 保護者からの相談 ⑩ 地域の方からの相談
- ⑪ まなびポケット（心の健康観察機能）の活用

3 早期対応の取組

(1) 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応します。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼をおくのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼をおいて指導を行うことが大切となります。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たります。

(2) いじめの発見・通報を受けた時の対応

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、校長に事実関係を報告し、指示を仰ぎます。必要な場合は、学校の設置者（笛吹市教育委員会）と連絡を取り、所轄警察署（笛吹警察署）と相談します。

また、いじめが「重大な事態」と判断された場合には、設置者からの指示に従って必要な対応を行います。

[3] いじめられた児童又はその保護者への支援及び、いじめた児童への指導又はその保護者への助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行います。また、事実認識により判明したいじめの事案に関する情報を適切に提供し、解決に向けて対応していきます。

[4] いじめが起きた集団への働きかけ

いじめによる重大な事件が起きた場合には、事実関係を調査します。特に、いじめが起きた集団への働きかけは重要で、一人一人に事実関係の有無や経過、事実に対する自分の思い等を聞く機会を設けていきます。追加調査が必要な場合は、笛吹市教育委員会と相談し、調査会をつくり調べていきます。その際、関係機関と情報を交換するなどしながら原因究明を行っていきます。

いじめによる重大な事件には、事件解明と並行して、被害者の心のケアや集団へのケアが必要となってきます。スクールカウンセラー等の協力を得ながら、心の面の回復や健全な集団

を育てていく取組を行っていきます。

[5] スマートフォンや1人1台端末等を利用したインターネットやSNS等におけるいじめ（以下「インターネット上のいじめ」という。）への対応

ア インターネット上のいじめは、匿名性が高く、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性や深刻な影響を及ぼすものであることを考慮して、対策を検討します。併せて、SNSを介した誹謗中傷や仲間外し等のいじめについては、放置すると大きなトラブルに発展する可能性があるため、適切かつ迅速な対応が行えるよう、警察を始めとする関係機関等との連携を深めるなど、体制を整備します。

イ 児童に対して、インターネット上のいじめが刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る等、重大な人権侵害に当たることを理解させるための情報モラル教育の充実を図ります。また、教職員に対しても、情報モラル教育に関する研修を実施するなどして、指導力の向上を図ります。

ウ インターネット上の不適切なサイトや書き込み等の実態把握と、それを踏まえた対応・対策の周知を図るとともに、状況に応じて関係機関との連携を図ります。

[6] いじめの解消

いじめが「解消した」と判断するためには、次の要件を満たさなければならないことを認識し、継続的に対応します。

- ① いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月を目安とする）
- ② 被害者が心身の苦痛を感じていないこと

4 重大事態への対応

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月 文部科学省）により、適切に対応するものとします。

（学校の設置者又はその設置する学校による対応―「いじめ防止対策推進法」から）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(2) 教育委員会又は学校による調査

① 重大事態の発生と調査

ア 調査を要する重大事態の例

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合
- 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - ・ 不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も教育委員会又は学校の判断で重大事態ととらえます。
- 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき
 - ・ 児童生徒や保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意します。

イ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は教育委員会を通じて市長に、事態発生について報告します。

ウ 調査の目的

この調査は、「重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため」（法 28 条）に行うものとされており、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該重大事態への対処及び再発防止策を講ずることにあります。

エ 調査主体

教育委員会は、学校から報告を受けた際、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするかについて判断します。

教育委員会が調査の主体となるのは、学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合です。

学校が調査主体となる場合は、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行います。

オ 調査を行う組織

教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにその下に組織を設けます。教育委員会が調査を行う際には、専門委員会を招集し、これが調査にあたります。個別の重大事態の状況に応じて適切な調査組織を設置します。

カ 調査方針の説明

調査実施前に、被害児童及びその保護者に対して調査方針等について説明を行います。また、調査を実施するに当たり、加害児童及びその保護者に対しても説明を行います。説明主体は状況に応じて適切に判断します。

キ 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係、教職員の対応方法など事実関係を可能な限り網羅的に確認し、因果関係について客観的事実に基づいて調査します。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実を速やかに調査します。

調査に当たっては、学校の設置者・学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要です。学校の設置者又は学校は、調査組織等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければなりません。

<具体的な対応>

○ いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合の対応

- ・ いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行います。この際、個別事案が広く明らかになり、被害児童や情報提供者などに被害が及ばないように十分に留意します。
- ・ 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を抑止することが重要です。当該児童の保護者に対しても聴き取った事実関係を十分に説明します。
- ・ いじめられた児童には、事情や心情を聴取し、スクールカウンセラーなど継続的に学校生活を支援できる体制を整えます。

○ いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合の対応（いじめられた児童生徒が入院や死亡した場合）

- ・ 当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、今後の調査について説明を行い調査に着手します。
- ・ 調査方法は、原則として在籍児童や教職員に対して質問紙調査や聴き取り調査などを行います。

○ いじめられた児童が自殺した場合の対応

- ・ その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施します。

調査は公平性・中立性を確保した上で、専門委員会が行います。調査を実施する際、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮しながら、遺族に対して調査

方法その他の調査について説明を行います。また、必要に応じて同意を得るなどして、児童生徒への聴き取り調査、質問紙調査を行うが、くれぐれも遺族の失意の思いに対して配慮を欠くことのないように心がけます。

- ・ 調査により知り得た情報については、プライバシーへの配慮の上、できる限り偏りのない資料、情報を集め、その信頼性の吟味を含めて事実関係を客観的かつ総合的に分析評価します。
- ・ 当該校においては、友人の死に直面し、児童の心の動揺や学級内に落ち着かない様子が見受けられるなど、心理的な心配がある場合には、スクールカウンセラーを要請するなど必要な措置を取ることとします。また、児童の自殺には連鎖の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要となるので学校は教育委員会と綿密な連携を図りながら慎重に対処します。

ク その他留意事項

事案の重大性を踏まえ、教育委員会の積極的な支援が必要となります。また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合があります。教育委員会又は学校は、児童や保護者への心のケアと落ち着ついた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意します。

② 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報の提供

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して適時・適切な方法で説明します。

これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分に配慮し、適切に提供します。

イ 調査結果の報告

調査結果は、市長に報告します。上記アの説明結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付します。

(3) 留意事項

① 重大事態ガイドラインの研修・啓発について

重大事態ガイドラインは、重大事態調査が適切に行えるよう、これまでの重大事態調査の実施状況を踏まえ、「いじめ防止対策協議会」での議論を受けて調査の基本的な進め方や留

意事項等をまとめたものです。各教育委員会においては、重大事態ガイドラインや添付資料等を活用し、重大事態ガイドラインの理解を目的とした研修を行うよう努めます。

さらに、年度初めの職員会議等において、学校基本方針はもとより、法、国の基本方針や本方針、生徒指導提要等の理解を深めるなど、平時から実効的な取組を行うよう努めます。

③ チェックリストの活用について

各学校においては、平時からの備え及びいじめ重大事態調査の際には、重大事態ガイドライン別添 3 のチェックリスト（以下 QR コード参照）を、実情に応じて編集のうえ活用します。



「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト」

https://www.mext.go.jp/content/20240830-mext_jidou01-000037829_4.docx

IV その他

1 組織的な指導体制

いじめへの対応は、学校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要です。「いじめ対策委員会」を中心に情報を共有し組織的に対応するよう、平素からこれらの対応のあり方について全ての教職員で共通理解を図ります。

2 校内研修の充実

いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行います。

3 教職員が児童と向き合うことができる体制の整備

職員が児童と向き合い、いじめ防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするために、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的な体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

4 学校評価と人事評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、その改善に取り組みます。人事評価においても、いじめ問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価し、指導の充実、改善を図ります。

5 地域や家庭との連携

P T A総会、学年総会、個別懇談、学年懇談会、地域懇談会などの機会に、いじめ防止等の学校の取組を知らせ、相談や情報提供等などの連携・協働体制の構築を図ります。

6 警察との連携（令和5年2月7日付け4文科初第2121号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」を参照）

ア 学校と警察は、児童を加害に向かわせず、被害に遭うことから防ぐ等、児童の健全な育成の観点から重要なパートナーであることを認識し、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築しておくことが重要である。

イ いじめが犯罪行為として取り扱うべきであると認めるときは、法第 23 条第 6 項に基づいて所轄警察署と連携して対処するものとし、対象児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるとおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければならない。

※警察に相談・通報すべきいじめの事例

○暴行（刑法第 208 条）

- ・ ゲームや悪ふざけと称して繰り返し同級生を殴ったり蹴ったりする。
- ・ 無理やりズボンを脱がす。

○傷害（刑法第 204 条）

- ・ 感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。

○強制わいせつ（刑法第 176 条）

- ・ 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。

○恐喝（刑法第 249 条）

- ・ 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。
- ・ 断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。

○窃盗（刑法第 235 条）

- ・ 靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。・ 財布から現金を盗む。

○器物損壊等（刑法第 261 条）

- ・ 自転車を壊す。・ 制服をカッターで切り裂く。

○強要（刑法第 223 条）

- ・ 度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。

○脅迫（刑法第 222 条）

- ・ 本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。

○名誉毀損、侮辱（刑法第 230 条、231 条）

- ・ 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。

○自殺関与（刑法第 202 条）

- ・ 同級生に対して「死ぬ」と言って唆し、その同級生が自殺を決意して自殺した。

○児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第 7 条）

- ・ 同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。
- ・ 同級生の裸の写真・動画を友達 1 人に送信して提供する。
- ・ 同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。
- ・ 友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。

○私事性的画像記録提供（リベンジポルノ）（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第 3 条）

- ・ 元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

ウ いじめを受けた児童生徒又は保護者の加害側に対する処罰感情が強いなどの事案等に対しては、いじめを受けた児童生徒や保護者の意向、学校における対応状況等を踏まえ、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めなければならない。

- エ 重大ないじめ事案や犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案において学校が警察に相談・通報を行うことは法令上求められており、こうした事案について警察への相談・通報を行ったことは、学校として適切な対応を行っているとして評価されるものである。
- オ いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行う。
- カ 学校のみで対応するか判断に迷う場合であっても、いじめを受けた児童生徒や保護者の安心感につながる場合もあることから、警察（学校警察連絡員等）に相談・通報する。その際、警察に相談・通報を行った事案については、学校の設置者にも共有する。
- キ 学校は、警察から連絡を受けた場合には、緊密に連携しつつ、その捜査又は調査に協力する。警察が捜査・調査中であっても、学校は、警察と連携しつつ、必要な指導・支援を行わなければならない。